

## 静岡文化芸術大学図書館・情報センター利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学図書館・情報センター規則第2条第3項の規定に基づき、図書館・情報センター（以下「センター」という。）の利用について、必要な事項を定める。

### (学生証等の携行)

第2条 センターの利用者は、次に掲げる証明書類を常に携行しなければならない。

- (1) 静岡文化芸術大学の学生（特別聴講学生を除く。）にあつては、学生証
- (2) 公立大学法人静岡文化芸術大学の常勤役員にあつては、役員証
- (3) 公立大学法人静岡文化芸術大学の教職員（非常勤を除く。）にあつては、教職員証
- (4) その他の者にあつては、利用者カード

### (利用の範囲)

第3条 図書館資料の利用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 文献複写
- (4) 参考調査
- (5) 相互利用

### (施設の利用)

第4条 センター内で利用できる施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 閲覧コーナー（各種利用者コーナーを含む。）
- (2) 開架図書
- (3) 集密書架
- (4) 貴重書庫
- (5) AVコーナー
- (6) 個人研究コーナー
- (7) グループ学習室
- (8) マイクロコーナー
- (9) メディアステーション
- (10) 情報検索コーナー

(利用心得)

第5条 センターの資料及び施設の利用を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食及び喫煙を行わないこと。
- (3) 不明な携帯品を持ちこまないこと。
- (4) その他利用者への妨害、迷惑行為及びプライバシーの侵害に当たる行為を行わないこと。

(賠償責任)

第6条 利用者は、故意若しくは過失により資料を毀損、紛失したとき、又は施設、設備を損傷したときは、直ちにセンター長へ届け出て賠償の責を負うものとする。ただし、特別の事由ある場合は、この限りではない。

(利用停止等)

第7条 センター長は、センターの利用に関する諸規定及び職員の指示事項に違反した利用者に対して、一定期間その利用を停止又は制限することができる。

(退去命令)

第8条 センター長は、センター内において不正侵入者及び不正利用者を発見した場合、直ちにその退去を命ずることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、学外者の利用等センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。